



<東日本大震災>から5年。記憶は…… 2011(平成23)年3月11日(金)14時46分18秒
震源地:宮城県牡鹿半島の東南約130km、深さ24km。M. 9.0。震度6弱。
<福島第一核発電所> ●12日15時36分1号機で水素爆発 ●14日11時01分3号機水素
爆発 ●15日6時10分2号機爆発 ●6時14分4号機爆発 ●9時38分4号機で火災発生
■南相馬市の犠牲者は、津波で636人(福島県内市町村一)、震災関連死は485人(全国一)。

3.11以来、侵されたままの私たち被災者の「人権」

5年前のあの日から、大震災よりも特に人災の“核災(原発事故)”で、
私たち被災者の人権は次のように侵されたままです。さまざまな裁判が
起こされていますが、ごく当然の主張や訴えです。<『福島は訴える』
かもがわ出版・元福島大学長・福島県九条の会代表吉原泰助先生の論文より>

- ① 恐怖と欠乏から免れ、平和に生存する権利(憲法前文)
←放射能の恐怖から必至に逃げた原発周囲の人々、5年経っても放射能による健康障害への不安、まるで戦争時と同じです。
 - ② 個人としての尊重、生命、自由、幸福追求の権利(憲法第13条)
←避難生活、自宅でも、特に仮設住宅でのプライバシーのない、人間の尊厳も人格も蔑ろにされ、まして幸福追求など望めません。
 - ③ 法の下での平等(憲法第14条)
←「福島県民」ということで受ける様々な不利益や不平等や差別や偏見、現在も進行中です。中央が地方を見下しています。
 - ④ 居住・移転・職業選択の自由(憲法第22条)
←先祖代々の家にはもう数十年、あるいは永久に住めなくなり、遠隔地への移転。また不本意な職業に変更も強いられています。
 - ⑤ 健康で文化的な最低限度の生活の保障・生存権(憲法第25条)
 - ⑥ 能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利(憲法第26条)
←志望校や合格校の断念や取り消し、劣悪な環境の仮設や間借りの教室や校舎では、学習も学校行事も部活動も不十分な状態です。
 - ⑦ 勤労の権利(憲法第27条)
←仕事もなくなり、勤労の権利が一方的に奪われ、補償も不公平。
 - ⑧ 財産権(憲法第29条)
←放射能の汚染地帯となり、不動産の価値はゼロや下落。所有権や営業権、水利権、漁業権、鉱業権なども侵されています。
- また、福島第一原発内で被曝の危険に身をさらし、原子炉の廃炉作業に従事したり、除染作業にあたっている人々の「人権」も、ほとんど報道されませんが、被災民以上に蔑ろにされているのではないのでしょうか。

憲法記念日前に、「憲法」が配布されますように!!
昨年三月に私たち「九条の会」が市議会に陳情し採択された「憲法の
市内全戸配布」は、今年五月の憲法記念日前に実施してほしいものです。



「高浜原発差し止め」裁判 原町区からの避難の青田勝彦さんらも参加



▲青田さんご夫妻

1・2月に再稼働した関西電力高浜原発3、4号機について、3月9日大津地裁は滋賀県の住民29人の訴えを認め、2基の運転差し止めの仮処分を決定。「福島から学んだ判断」と評価されています。

自宅が事故原発から北25kmで、原町区から大津市に避難している青田勝彦さん(本会会員)は、40年来福島原発訴訟の中心になって活動してきました。この裁判でもご夫妻は申立人になり、福島原発事故の不条理を訴え、それが裁判を動かし勝利を勝ち取ることができたと確信します。青田さんは裁判所前のテレビにも映っていて、電話では「天にも昇る気持ち。今日は妻の恵子の誕生日で、避難以来の5年間で一番嬉しい日になりました」と話しています。

